

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	温泉利用の制限等の命令
根拠法令の名称・根拠条項	温泉法第31条第2項
所管部室課名	健康医療部衛生管理課
処分基準	<p>1 次に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 公衆衛生上必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 許可を受けた者が、この法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(3) 許可を受けた者が、法第15条第4項において準用する第4条第3項の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 前項第1号の「公衆衛生上必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 温泉の成分が地震その他地殻の変動を契機として有害な成分に変化したとき。</p> <p>(2) 従来成分のほかに亜硫酸ガスその他の有害ガスが多量に併発するに至ったとき。</p>
最終改正年月日	令和2年4月1日

参考

[根拠法令]

《温泉法》

(許可の取消し等)

第31条

- 2 都道府県知事は、前項第1号、第3号又は第4号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

[法令の定め]

《温泉法》

(許可の基準)

第4条 (略)

- 2 都道府県知事は、前条第1項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。
- 3 前条第1項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。
- (温泉の利用の許可)

第15条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。
- (1) この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) (略)
- (3) 法人であつて、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

3 (略)

- 4 第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。

第31条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第15条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 公衆衛生上必要があると認めるとき。
- (2) (略)
- (3) 第15条第1項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (4) 第15条第1項の許可を受けた者が同条第4項において準用する第4条第3項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 (略)